

10. 高等学校等就学支援金等

(前年度予算額)	395,016百万円)
平成26年度予算額(案)	387,643百万円

1. 要 旨

低所得世帯への支援の充実や、公私間格差の是正等を図るため、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入する。

2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金等 386,819百万円

平成26年度から公立高等学校等に係る授業料の不徴収制度を高等学校等就学支援金制度に一本化し、高等学校等に在籍する生徒等に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

- ・年額118,800円を上限とするが、私立高校の低所得世帯及び中所得世帯の生徒等には、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。
- ・高所得世帯の生徒等には、所得制限を設ける。
- ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学する者には、従前の制度を適用。

【対象学校種】

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3学年）、並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの

【経費の内訳】

①高等学校等就学支援金交付金	227,008百万円
②公立高等学校授業料不徴収交付金	157,723百万円
③高等学校等就学支援金事務費交付金	2,070百万円
④本省事務費	18百万円

(2) その他の高校生等への修学支援 825百万円

- ①特別支援教育就学奨励費の充実【再掲】
- ②海外の日本人高校生への支援（新規）
- ③学び直しへの支援（新規）
- ④家計急変世帯への支援（新規）

高等学校等就学支援金等

1. 高等学校等就学支援金等

趣 旨

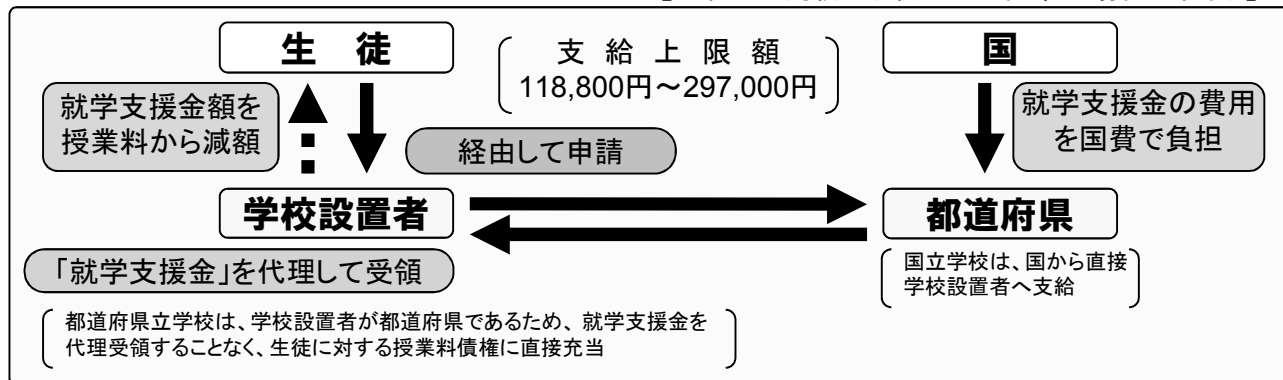
高等学校等に在籍する生徒等に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

制度概要

- 対象となる高等学校等の範囲は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの（専修学校高等課程、各種学校である外国人学校、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの）
- 高等学校等に在籍する生徒に対して、高等学校等就学支援金として授業料について一定額（118,800円）を助成（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担の軽減を図る。
- 受給資格要件として所得制限を設け、保護者等の年収が910万円* 以上（市町村民税所得割額304,200円以上）の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。
- 私立高等学校等に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5～2.5倍した額を上限として助成する。

年収250万円* 未満程度（市町村民税所得割 非課税）	297,000円（2.5倍）
年収250～350万円* 未満程度（市町村民税所得割額 51,300円未満）	237,600円（2.0倍）
年収350～590万円* 未満程度（市町村民税所得割額 154,500円未満）	178,200円（1.5倍）

【*年収は両親と子供2人の世帯の場合の目安】



2. その他の高校生等への修学支援

(1) 海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する。

(2) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う（補助率 10/10）。

(3) 家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、都道府県が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する（補助率 1/2）。

11. 奨学のための給付金

(新 規)
平成26年度予算額 (案) 2,804百万円

1. 要 旨

高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）制度を創設する。

2. 内 容

低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を創設し、都道府県に対して所要額を補助する（補助率 1/3）。

【支給要件】

- 非課税世帯（特別支援学校（高等部）の生徒を除く）
- 就学支援金の対象である学校（高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）等）に在学している者

【支給額】

- 生活保護受給世帯
 - ・国公立の高校生等 32,300円
 - ・私立の高校生等 52,600円
- 第1子の高校生等がいる世帯
 - ・国公立の高校生等 37,400円
 - ・私立の高校生等 38,000円
- 23歳未満の被扶養者がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯
 - ・国公立の高校生等 129,700円
 - ・私立の高校生等 138,000円

高校生等奨学給付金の概要

(26年度予算額(案) 28億円【新規】)

概 要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を創設し、都道府県に対して所要額を交付する(補助率 1/3)。

支給要件

- 非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く)
- 就学支援金支給対象である学校(高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程)等)に在学している者
- 平成26年度入学者から学年進行で実施

支 給 額

○ 生活保護受給世帯(通信制に在学する者を除く)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 32,300円(年額)
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 52,600円(年額)

※支給額の考え方：修学旅行費相当額

○ 第1子の高校生等がいる世帯

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 37,400円(年額)
(通信制に在学する者は、27,800円(年額))
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 38,000円(年額)
(通信制に在学する者は、28,900円(年額))

※支給額の考え方：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額

(通信制は、教科書費、教材費、学用品費相当額)

○ 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 129,700円(年額)
(通信制に在学する者は、36,500円(年額))
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 138,000円(年額)
(通信制に在学する者は、38,100円(年額))

※支給額の考え方：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費相当額

(通信制は、教科書費、教材費、学用品費相当額)

12. 地域とともにある学校づくりの推進 (コミュニティ・スクール等)

(前年度予算額)	178百万円)
平成26年度予算額(案)	174百万円

1. 要 旨

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進により、社会総がかりで教育再生を実行し、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや質の高い学校教育を実現する。

保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大する(平成28年度まで)。あわせて、自律的・組織的な学校運営体制を構築する。

2. 内 容

(1) コミュニティ・スクールの充実・拡大

103百万円(178百万円)

コミュニティ・スクールの導入拡大や取組充実に向け、制度運用の実践研究やマイスターの派遣等を行う。

<導入の促進>

- ① コミュニティ・スクール導入に関する実践研究 53百万円
導入を目指す地域における、組織や運営体制づくり
(80市区町村) ※このうち一部を補助事業とする[補助率1/3]
※別途、教員・事務職員加配措置あり
- ② コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣事業 9百万円
実践経験のある元校長や地域住民などをCSマイスターとして派遣
- ③ 説明会、フォーラムの開催 20百万円
地域とともにある学校づくり推進協議会(8会場)など

<取組の充実>

- ① コミュニティ・スクールの熟議と協働の充実にに関する実践研究 4百万円
- ② コミュニティ・スクールのマネジメント力強化に関する実践研究 10百万円

(2) 自律的・組織的な学校運営体制の構築

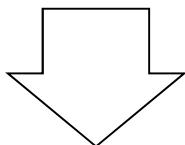
- ① 自律的・組織的な学校運営の体制の整備に向けた調査研究 62百万円
地域とともにある学校づくりの効果的な推進のために、校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、教職員や学校運営協議会委員等のマネジメント力の向上、実効性のある学校評価に関する調査研究を行う。
(研究費200万円×17市区町村、830万円×2団体、500万円×2団体)
- ② 地域とともにある学校づくりのためのマネジメント力強化研修 7百万円
- ③ 学校運営の充実方策等を検討するための有識者会議 2百万円

地域とともにある学校づくりの推進(コミュニティ・スクール等)

平成26年度予算額(案):174百万円(平成25年度予算額:178百万円)

《目指すべき学校の姿》

- 子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する
- 保護者や地域住民の力を学校運営に生かし、質の高い教育を実現



保護者や地域住民が学校運営に参画する コミュニティ・スクールの充実・拡大

<全公立小中学校の1割(約3,000校)に(～平成28年度)>

(導入の促進)

◆コミュニティ・スクール導入に関する実践研究

53百万円

導入を目指す地域における、組織や運営体制づくり
・80市区町村

※ このうち一部を補助事業とする。[補助率1/3]
・教員・事務職員加配措置

◆コミュニティ・スクール推進員

(CSマイスター)派遣事業 9百万円

実践経験のある元校長や地域住民などをCSマイスターとして派遣

◆説明会、フォーラムの開催 20百万円

地域とともにある学校づくり推進協議会(8会場)
など

(取組の充実)

◆コミュニティ・スクールの熟議と協働 の充実に関する実践研究 4百万円

導入地域における、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの強化

・研究費:100万円×4市区町村

◆コミュニティ・スクールのマネジメント力 強化に関する実践研究 10百万円

導入校における、地域とのコーディネート機能や事務機能の強化

・研究費:10万円×100校 ・事務職員加配措置

(自律的・組織的な学校運営体制の構築) 71百万円

◆自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究

地域とともにある学校づくりの効果的な推進のために、校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、教職員や学校運営協議会委員のマネジメント力向上、実効性ある学校評価に関する調査研究

13. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額	41,167百万円)
平成26年度予算額(案)	41,268百万円

1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

平成26年度義務教育教科書購入費は、教科書の定価は公共料金であることから、公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映するとともに、教科書を安定的に供給するために必要な所要経費の見直しにより、+0.2%の定価改定等を行った上で約413億円を計上。

(1) 予算額等の推移

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(案)
予算額	395億円	406億円	412億円	412億円	413億円
定価改定率	+0.5%	小：+6.0% 中：▲0.5%	小：▲0.5% 中：+6.1%	±0.0%	+0.2%

(2) 平成26年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

- ・ 小学校用教科書 3,341円 (教科書一冊あたり378円)
- ・ 中学校用教科書 4,806円 (教科書一冊あたり522円)

教科書無償給与制度について

～理念～

- ☆ 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- ☆ 次代を担う子どもたちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施
- ☆ 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着

諸外国においても、多くの国で教科書の無償制を実施

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与

義務教育諸学校の全ての児童生徒

※ 教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり、自宅に持ち帰って学習

○予算額の推移

区分	H22	H23	H24	H25	H26(案)
予算額	395億円	406億円	412億円	412億円	413億円
定価改定率	+0.5%	小 +6.0% 中 ▲0.5%	小 ▲0.5% 中 +6.1%	±0.0%	+0.2%

(参考) 平成26年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

・小学校用 3,341円(教科書1冊あたり378円) ・中学校用 4,806円(教科書1冊あたり522円)

教科書の質量の充実に見合う教科書定価

教育振興基本計画等における教科書の質・量の充実に見合う教科書定価について、新課程に対応した教科書(小:平成23年度～、中:平成24年度～)の定価より反映

教育振興基本計画について(H20.7.1閣議決定)

◇教科書の改善

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する力をはぐくむことができるような教科書の質・量の改善を図る。

平成26年度文部科学関係予算(案)

【東日本大震災復興特別会計分】

(初等中等教育局関係)

復興庁所管事業

就学支援 33億円

- 被災地スクールバス・ボート購入経費 0.3億円
・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入費の補助
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の積み増し 33億円
・震災により就園・就学等が困難となった幼児児童生徒に対し必要な就学支援を行うための基金において、経費の不足が見込まれることから所要の経費を追加交付

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 59億円

- 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 37億円
・スクールカウンセラー 1,300人 など
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 21億円
・心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための定数措置(1,000人)
- 復興教育支援事業 0.5億円
・被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援等

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 3億円

- 福島県双葉郡中高一貫校設置事業 3億円
・福島県双葉郡の新たな県立中高一貫校の設置に要する経費を支援

– 40 –